

鹿嶋市告示第53号

令和8年度鹿嶋市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

鹿嶋市長 田 口 伸 一

令和8年度鹿嶋市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、木造住宅の耐震化を促進するため、木造住宅の耐震改修設計及び耐震改修工事（以下「耐震改修工事等」という。）を行う者に対し、予算の範囲内で木造住宅耐震改修工事等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、鹿嶋市補助金等交付規則（平成14年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 一戸建ての住宅（店舗、事務所等住宅以外の用途を兼ねる住宅にあっては、住宅以外の用途の床面積が過半でないもの）であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。
 - ア 主要構造部（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に規定する主要構造部をいう。）に木材を用いたものであること。
 - イ 在来工法（土台、柱、はり、筋かい等を用いて建築物を組み立てる工法をいう。）により建築されたものであること。
- (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき、茨城県知事が認定した木造住宅耐震診断士が木造住宅の耐震性を評価することをいう。
- (3) 上部構造評点 耐震診断の対象となる木造住宅の各階及び各方向について、保有する耐力を必要耐力で除して得た値のうち、最小のものをいう。
- (4) 耐震改修設計 茨城県知事が認定した木造住宅耐震診断士が、木造住宅の耐震性の向上を目的として実施する耐震改修工事の計画策定を行うことをいう。
- (5) 耐震改修工事 耐震改修設計に基づき、基礎の補強及び土台、柱、筋かい、はり、壁等の補強又は改修を行う工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に存する木造住宅において耐震改修工

事等を行う者であって、当該木造住宅の所有者又はその親族とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 市税等（市税及び国民健康保険税をいう。）を滞納している者
 - (2) 当該木造住宅の所有者から承諾が得られない者
- （補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する耐震改修工事等とする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅であること。
- (2) 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満のものであること。
- (3) 耐震改修工事により、上部構造評点が1.0以上となるものであること。
- (4) 第14条に規定する補助金の額が確定した日から5年以上継続して木造住宅として使用されること。

2 前項第1号に掲げる要件に該当するかどうかの確認は、建物登記日、課税年、建築工事請負契約日、建築確認日等により行うものとする。ただし、建築確認日より確認する場合は、建築確認日から建築工事完了日までの期間が著しく長期にわたらないものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、耐震改修工事に要する費用とする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費（消費税の額を除く。）に5分の4を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、当該額が1,000,000円を超えるときは、1,000,000円を限度とする。

（補助金の交付の申請）

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、木造住宅耐震改修工事等補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、耐震改修設計の契約を締結しようとする日の前日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修工事等実施計画書（様式第1号の2）
- (2) 案内図
- (3) 耐震改修工事に係る見積書の写し
- (4) 登記事項証明書又は評価証明書等住宅の所有者が分かる書類
- (5) 所有者以外の者が申請する場合にあっては、耐震改修工事等の実施に係る同意書（様式第2号）
- (6) 耐震診断結果報告書の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、令和8年11月30日までに行うものとする。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、木造住宅耐震改修工事等補助金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の計画変更等)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに木造住宅耐震改修工事等変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき。

(2) 補助対象経費の変更をしようとするとき。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、変更の可否を決定したときは、木造住宅耐震改修工事等変更承認（不承認）通知書（様式第5号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の廃止等)

第10条 補助事業者は、補助事業を廃止しようとするときは、速やかに補助事業の廃止届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、木造住宅耐震改修工事等補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

(耐震改修設計完了の報告)

第11条 補助事業者は、耐震改修設計が完了したときは、速やかに耐震改修設計完了報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 耐震改修設計に係る契約書の写し

(2) 現況の各階平面図

(3) 補強計画及び設計図書（補強工事後の上部構造評点が1.0以上となること
が分かるものを含む。）

(4) 耐震改修工事の工程表

(5) 現況写真

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、当該報告に係る書類等を審査し、その結果を耐震改修設計確認通知書（様式第9号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

(耐震改修工事の着工)

第12条 補助事業者は、前条第2項の規定による通知を受けた後に耐震改修工事に着手するものとする。

(完了実績報告)

第13条 補助事業者は、耐震改修工事が完了したときは、補助事業が完了した日か

ら起算して30日を経過した日又は令和9年2月1日のいずれか早い日までに、完了実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修工事に係る契約書の写し
- (2) 工事監理報告書（様式第11号）
- (3) 工事写真（施工中及び施工後）
- (4) 耐震改修工事等に係る領収書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による報告があったときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る内容が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、木造住宅耐震改修工事等補助金確定通知書（様式第12号）により補助事業者へ通知するものとする。

（交付の請求）

第15条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、木造住宅耐震改修工事等補助金交付請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（報告義務）

第16条 補助事業者は、額の確定通知を受けた以後に第4条の規定による補助対象事業の要件である「5年以上継続して木造住宅として使用される」を満たさなくなった場合は、木造住宅として使用しなくなったことの報告書（様式第14号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 建物登記簿の全部事項証明書の写し
- (2) 現況の各階平面図
- (3) 現況写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の取消し及び返還）

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 事業の途中で補助要件に合致しないことが明らかになったとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定の該当となったとき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額又は割合の補助金の返還を請求するものとする。

- (1) 確定通知後1年未満に木造住宅として使用しなくなったとき 全額
- (2) 確定通知後1年以上2年未満に木造住宅として使用しなくなったとき 5分

の4

(3) 確定通知後2年以上3年未満に木造住宅として使用しなくなったとき 5分

の3

(4) 確定通知後3年以上4年未満に木造住宅として使用しなくなったとき 5分

の2

(5) 確定通知後4年以上5年未満に木造住宅として使用しなくなったとき 5分

の1

(6) 虚偽の申請により補助金の交付を受けたとき 全額

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、木造住宅耐震改修工事等補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知する。

4 補助事業者は、前項の規定により通知を受けた場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金の交付を受けているときは、市長が指定する期日までに当該補助金を返還しなければならない。

（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。